

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東ティモール	モラ橋改修計画のための贈与に 関する日本国政府と東ティモ ール民主共和国政府との間の交換 公文	モラ橋改修計画を実施するために必要な詳細設計に 必要な役務の供与	25,000千円 H19.1.5まで	H18.1.6 デイレリで (H18.2.27)	日本側 小泉崇在東ティモ ール臨時代理大使 東ティモール側 アダルジ サ・テルベルテイス・シ ヤグアイエル・レイス・マ タノ外務・協力副大臣	H18.4.13 227号
東ティモール	デイレリ港改修計画のための贈与 に関する日本国政府と東ティモ ール民主共和国政府との間の交 換公文	デイレリ港改修計画を実施するために必要な 1. デイレリ港の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	922,000千円 (H18年度 196,000千円) H19.3.31まで (H19年度 365,000千円) H20.3.31まで (H20年度 361,000千円) H21.3.31まで	H18.5.18 デイレリで (H18.6.30)	日本側 清水健司在東ティ モール大使 東ティモール側 ホセ・ラ モス＝ホルタ外務・協力 上級大臣	H19.7.30 432号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。